

## VI 実施計画の実施に関する理解促進

## VI 実施計画の実施に関する理解促進

実施計画の実施に当たっては、同計画の対策やリスク評価の内容、対策の進捗状況等について、下記の対応を行うことにより、継続的に、地元住民や地元自治体をはじめ広く一般に説明や広報・情報公開を行い、その理解促進に努める。

- 原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（安全協定）及び原子力発電所に係る通報連絡に関する協定書（通報連絡協定）に基づき、確実に地元自治体へ通報連絡を行う。
- 進捗状況等については、適宜プレス発表するとともに、公表資料は当社のホームページに掲載する。
- 福島県内において、適宜マスコミを通じて情報提供するとともに、緊急の場合は必要に応じ会見を実施する。
- 地元住民に対しては、公表資料等を配布するほか、必要に応じてマス媒体を使った広報を実施し、直接地元住民の目に触れる機会を拡大していく。
- 現場での作業工程に支障にならない範囲で、地元自治体をはじめとした関係箇所に現場公開を行い、理解促進に努める。

なお、実施計画が改訂されたときは、その都度公表を行う。